

佐賀県告示第158号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県告示第166号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月23日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
狩猟免許試験	知識試験得点及び技能試験得点	<u>狩猟免状交付の日から1か月間</u>	略	狩猟免許試験	知識試験得点及び技能試験得点	//	略
佐賀県農業大学校入学試験	総合得点	<u>合格発表の日から1か月間</u>	略	佐賀県農業大学校入学試験	総合得点	//	略
略				略			